# 横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2688号)

令和3年5月20日

横情審答申第 2688 号 令 和 3 年 5 月 20日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

平成31年3月15日教南指第595号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録」、「面談記録」 及び「議員対応記録」の個人情報一部開示決定並びに「関係児童の保護 者の学校宛ての手紙」の個人情報非開示決定に対する審査請求について の諮問

#### 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録」の保有個人情報を一部開示とした決定は妥当ではなく、「○神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センター」の項目に記載の1行目及び「○当該児童母に対する見立て」の項目に記載の18行目を開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。「面談記録」及び「議員対応記録」の保有個人情報を一部開示とした決定並びに「関係児童の保護者の学校宛ての手紙」の保有個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

#### 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成30年11月5日付で行った「神奈川県少年相談・保護センターとの打合せ記録」(以下「個人情報1」という。)、「面談記録」(以下「個人情報2」という。)及び「議員対応記録」(以下「個人情報3」という。)の個人情報一部開示決定並びに「関係児童の保護者の学校宛ての手紙」(以下「個人情報4」という。個人情報1から個人情報4までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。)の個人情報非開示決定(これらの処分を総称して、以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

#### 3 実施機関の処分理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月 横浜市条例第6号。以下「条例」という。)第22条第3号及び第7号に該当するため 一部又は全部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

#### (1) 条例第22条第3号の該当性について

#### ア 個人情報1について

非常勤嘱託員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別するものであるから、本号本文に該当し、非開示とした。当該非常勤嘱託員の氏名は、教育委員会事務局南部学校教育事務所(以下「南部事務所」という。)に所属していたスクールソーシャルワーカーの氏名であって、嘱託員の氏名は一般に販売されている職員録等には記載されておらず、慣行として公にされ、又は公にする

ことが予定されている情報ではないため、本号ただし書アに該当しない。

#### イ 個人情報2について

本人開示請求者以外の個人の聞き取り内容の記録には、本人開示請求者以外の個人の氏名が記載されており、当該情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、非開示とした。

本人開示請求者以外の個人の聞き取り内容の記録のうち、話し合った内容は、本人開示請求者以外の個人の生活や内心の秘密に関する情報であって、本人開示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

また、話し合いを持った意図及び話し合った成果には、本人開示請求者以外の個人の状況等の情報が記載されており、当該情報は本人開示請求者以外の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

審査請求人は、当該非開示部分は、本号ただし書イ及びウに該当するため、開示すべきと主張するが、当該非開示部分を開示すると、いじめ事案に関わる個人を特定するおそれがあり、また、特定の個人を識別することができないとしても、自己の内面を率直に吐露したもの等、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、このような情報を開示することは、その調査に関わる児童生徒の健全な発育に影響を与える可能性があり、権利利益を侵害するおそれがある。当該非開示部分を開示することにより保護される審査請求人の生命、健康、生活等の利益と開示しないことにより保護される本人開示請求者以外の権利利益を比較衡量した場合に、前者の利益が後者の利益を上回るとはいえないため、条例第22条第3号ただし書イには該当しないと判断した。また、当該非開示部分は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、公務員の職務遂行に係る内容ではないため、本号ただし書りに該当しない。

#### ウ 個人情報3について

個人の氏名は、本人開示請求者以外の個人の情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるため、本号本文に該当し、非開示とした。

議員の会派名、議会種別、議員名、選出については、開示することにより、相

談者がどの議員に相談をしたのかが判明するため、個人を識別することはできないが、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

内容のうち本人開示請求者以外の個人の言動及びメール概要については、本人開示請求者以外の個人の生活の状況や心情に関する情報であって、個人を識別することはできないが、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。

内容のうち議員の所見及び対応内容は、相談者の個人情報であり、個人を識別 することはできないが、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれが あるため、本号本文に該当し、非開示とした。

また、本件本人開示請求の本人は個人情報3の相談者ではなく、仮に当該非開示部分に審査請求人にとって既知の事実が含まれているとしても、慣習法や事実上の慣習として知ることができた情報ではないので、本号ただし書アには該当しない。上記イと同様に、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

#### エ 個人情報4について

本人開示請求者以外の個人の氏名については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、本号本文に該当し、非開示とした。その他の部分については、本人開示請求者以外の個人が本件事案に関して気持ちを率直に記載した内心の秘密に関する情報であり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とした。また、上記イ及びウと同様に、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### (2) 条例第22条第7号の該当性について

#### ア 個人情報1について

個人情報1には、本人開示請求者及びその保護者に対する所見や助言内容及び 共有情報等に関する個人情報が含まれている。この所見や助言内容は、関係機関 が本人開示請求者及びその保護者の見立てについて率直に述べたもので、その内 容が本人開示請求者の認識と異なる場合、これを開示することにより、関係機関 と本人開示請求者との信頼関係が損なわれ、適正な相談や支援業務が困難になる など、本人開示請求者に係るいじめ問題の解決に関し、適正な執行に支障が生じ るおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

#### イ 個人情報2について

本人開示請求者以外の聞き取り内容のうち、話し合いをもった意図及び話し合った成果については、実施機関がいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第28条第1項に係る調査のため、本人開示請求者を含む関係者に対する対応や評価等をありのままに記載したものであり、これらの情報を開示し、本人開示請求者又は関係者の認識と異なっていた場合、実施機関と本人開示請求者又は関係者との信頼関係が損なわれ、本件事案に関する調査が困難になる等、実施機関の業務に支障が生じるおそれがある。また、面談者は内容について秘密が守られることを前提に面談しており、その前提が崩れると本件事案に関する調査そのものの遂行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

#### ウ 個人情報3について

内容のうち議員の所見及び対応内容については、相談を受けた議員の相談者に 対する所見及び今後の対応を実施機関が聞き取り記録したものであり、これらの 情報は、公開することを前提に聞き取ったものではなく、公開すると実施機関と 議員との信頼関係が損なわれ、今後の実施機関の業務の執行に支障が出るため、 本号に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見 は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 個人情報1について
  - ア 非常勤嘱託員は、地方公務員法3条3項3号にいう特別職の地方公務員であり、 地方公務員法2条の地方公務員に当たる。したがって、当該非常勤嘱託員の氏名は、 条例22条3号ウに該当し、非開示情報に当たらないから、原処分は違法である。
  - イ 当該文書は、条例22条 7 号アからオまでに該当しない。「その他~当該事務~の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の該当性判断は、当該規定が抽象的 であることから拡大解釈されるおそれが大きい。拡大解釈は慎まれるべきである。

警察の役割、性質等を鑑みると、当該文書を開示したところで、今後同種の事

案において警察が教育委員会との打合せを拒み、又は、発言を躊躇する蓋然性はない。

#### (3) 個人情報 2 について

- ア 当該文書は、地方公務員である教諭の職務遂行の内容を記載した文書であり、条 例22条3号ウに該当し、非開示情報に当たらないから、原処分は違法である。
- イ 当該文書は、審査請求人を被害者とするイジメ事案の記録であり、審査請求人が 同種イジメに遭うことを防止するという点で、同人の健康、生活を保護するために 必要な情報であり、条例22条3号イに該当し、非開示情報に当たらないから、原処 分は違法である。

#### (4) 個人情報3について

- ア 市議会議員は、地方公務員法3条3項1号にいう特別職の地方公務員であり、地方公務員法2条の地方公務員に当たる。したがって、当該市会議員の氏名は、条例 22条3号ウに該当し、非開示情報に当たらないから、原処分は違法である。
- イ また、その他非開示とされた部分も当該議員の職及び職務遂行の内容に係る情報であり、条例22条3号ウに該当し、非開示情報に当たらないから、原処分は違法である。
- ウ 審査請求人は、当該議員にイジメの相談をしたのであるから、審査請求人には、 当該議員の氏名及び会派等の記載は既知の事実であり、条例22条3号アに該当し、 非開示情報に当たらないから、原処分は違法である。
- エ 当該文書は、審査請求人を被害者とするイジメ事案の記録であり、審査請求人が 同種イジメに遭うことを防止するという点で、同人の健康、生活を保護するために 必要な情報であり、条例22条3号イに該当し、非開示情報に当たらないから、原処 分は違法である。

#### (5) 個人情報4について

- ア 審査請求人に既知の事実(関係児童側の主張を含む。)は、条例22条3号アに該 当し、非開示情報に当たらないから、原処分は違法である。
- イ 当該文書は、審査請求人を被害者とするイジメ事案の記録であり、審査請求人が 同種イジメに遭うことを防止するという点で、同人の健康、生活を保護するため必 要な情報であり、条例22条3号イに該当し、非開示情報に当たらないから、原処分 は違法である。

#### 5 審査会の判断

(1) いじめに係る対応についての事務について

横浜市では、いじめ根絶に向けたさまざまな取組を進めてきたが、平成25年に定められた法に基づき、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針とした横浜市いじめ防止基本方針を同年12月に策定している。

横浜市立学校においては、いじめ防止対策をはじめ、いじめを受けていると思われる場合やいじめの訴えがあった場合には、この方針に基づき、対応している。

また、いじめによる重大事態が発生した場合には、学校は直ちに教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組を行っている。

#### (2) 本件保有個人情報について

- ア 本件保有個人情報は、特定のいじめ事案(以下「本件事案」という。)に関し、 実施機関が法第28条第1項に規定するいじめによる重大事態に係る調査等を行った 際の記録及び本件事案に関して議員からの問合せに応じた際の記録であって、個人 情報1から個人情報4までである。なお、本件に係る本人開示請求及び本件審査請 求は、本件事案の被害児童である審査請求人の母親が法定代理人として請求したも のである。
  - (ア) 個人情報1は、審査請求人及びその母親から相談を受けた神奈川県警本部少年 育成課少年相談・保護センター(以下「センター」という。)と南部事務所との 打合せの記録であって、開催日時、参加者の記載のほか、「神奈川県警本部少年 育成課少年相談・保護センター」、「当該児童に対する見立て」、「当該児童母 に対する見立て」及び「関係生徒の児相通告に関して」に項目立てをして、参加 者の発言など打ち合わせた内容が記録されている。
  - (4) 個人情報 2 は、教諭と関係児童の保護者との 2 回の面談記録であって、面談日時、面談した関係児童の保護者名の記載のほか、「話し合いを持った意図」、「話し合った内容」及び「話し合った成果」に項目立てをして、それぞれの内容が記録されている。
  - (ウ) 個人情報 3 は、市会議員が児童の保護者から相談を受け、南部事務所に問い合わせた内容をまとめた議員対応報告書 3 件及び対応記録メモである。議員対応報告書には、対応日時、会派名、議会種別、議員名、選出選挙区、対応者の所属・氏名、テーマ、接触形態及び対応の内容が記載されており、対応記録メモには、

相談者名、議員名、議員が相談者から受け取ったメールの概要、議員の発言内容 及び南部事務所の対応について記載されている。

- (エ) 個人情報 4 は、関係児童の保護者からの手紙であって、関係児童からの聞き取り内容及び個人の意見が手書きで記載されている。
- イ 実施機関は、個人情報1のうち非常勤嘱託員の氏名、個人情報2のうち面談した 関係児童の保護者名並びに「話し合いを持った意図」、「話し合った内容」及び 「話し合った成果」の内容、個人情報3のうち議員の会派名、議会種別、議員名、 選出選挙区、対応の内容として記載された情報のうちの議員の所見及び対応内容の 部分、相談者名、相談者からのメールの概要、議員の発言内容及び南部事務所の対 応の一部並びに個人情報4の全部を条例第22条第3号に該当するとして、非開示と している。
- ウ また、個人情報1のうち打ち合わせた内容の記録を条例第22条第7号に該当する として、非開示としている。このほか、個人情報2の話し合いを持った意図及び話 し合った成果並びに個人情報3の議員の所見及び対応内容について、条例第22条第 7号に該当すると主張している。
- (3) 条例第22条第3号の該当性について
  - ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人 開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人 の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認め られる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情 報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職 及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文で規定する開示しな いことができる個人に関する情報から除くことを規定している。 イ 個人情報1のうち非常勤嘱託員の氏名は本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文前段に該当する。

また、非常勤嘱託員の氏名は、横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として本人開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない。当該情報は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報でもないから本号ただし書ウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

ウ 個人情報2のうち面談した関係児童の保護者名は、本人開示請求者以外の個人 に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本 号本文前段に該当する。

当審査会が個人情報2を見分したところ、話し合った内容には、面談した関係 児童の保護者の発言内容が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以 外の個人の考え方や感情など内心の情報であって、面談した関係児童の保護者名 を非開示としても、なお、開示することにより、特定の個人の権利利益を害する おそれがあると認められることから、本号本文後段に該当する。

また、話し合いを持った意図及び話し合った成果には、関係児童の保護者について教諭が考えていた対応方法や面談後の感想が記載されていた。これらの情報は、教諭の考えが反映されている情報であるが同時に関係児童の保護者の個人情報でもあることが認められ、開示することにより、当該保護者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、本号本文後段に該当する。

個人情報 2 に係るこれらの情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 個人情報3のうち議員対応報告書に記載されている議員の会派名、議会種別、 議員名及び選出選挙区並びに対応記録メモに記載されている議員名については、 相談者が特定の議員に相談したことが分かる情報であるため、個人を識別するこ とはできないとしても、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利 利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当する。

実施機関は、個人情報3のうち議員対応報告書の議員の所見及び対応内容は、 相談者の個人情報であり、個人を識別することはできないが、開示することによ り、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、本号本文に該 当すると主張するが、当審査会が見分したところ、開示することにより相談者の 権利利益を害するおそれのある情報とは認められなかった。

個人情報3のうち対応記録メモに記載されている相談者名は、本人開示請求者 以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである から、本号本文前段に該当する。

個人情報3のうち対応記録メモを見分したところ、相談者からのメールの概要、 議員の発言内容及び南部事務所の対応には、相談者の心情等相談者に関する具体 的な情報が記載されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関す る情報であって、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、 本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本 文後段に該当する。

個人情報3に係るこれらの情報(議員の所見及び対応内容を除く。)は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。なお、審査請求人の法定代理人は、議員名等の情報は既知の事実であるから本号ただし書アに該当すると主張するが、法定代理人にとって既知であるとしても、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとはいえない。

オ 当審査会が個人情報 4 を見分したところ、関係児童の様子など子どもから聞いた内容について母親が自筆で書いた手紙であり、関係児童及びその保護者の本件事案に関する気持ちが率直に記されていた。このことから、当該情報は、その全体が、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、本号本文後段に該当する。

また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### (4) 条例第22条第7号の該当性について

- ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務 又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。
- イ 実施機関は、個人情報1のうちセンターと実施機関が打ち合わせた内容の記録 を本号に該当するとして非開示としている。そこで、当審査会が当該部分を見分 したところ、「○神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センター」の項目の

1行目には、審査請求人と母親がセンターにおいて面談した回数及び頻度が記載されていた。また、「○当該児童母に対する見立て」の項目の18行目は、行頭に丸印を付した記載であって、丸印を付した他の行と同様の項目のタイトルにすぎなかった。これらの情報は、センターと実施機関が打ち合わせた内容に係る情報ではなく、開示することにより、センターの相談業務及び実施機関のいじめ対応に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

しかし、その余の部分には、センター又は実施機関が審査請求人及び母親から聞き取った内容と聞き取り時の状況、それに基づく両者に対する見立て及び対応の方向性が具体的に記載されており、その記載内容は審査請求人及び母親の認識とは必ずしも合致するものでないと考えられることから、これを開示すると、センター又は実施機関と審査請求人との信頼関係に支障が生じ、さらにはセンターと実施機関との信頼関係にも支障を及ぼし、その結果、センターの相談業務及び実施機関のいじめ問題の解決に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、当該部分は、本号柱書に該当する。

ウ 実施機関は、弁明書において、個人情報2のうち話し合いを持った意図及び話 し合った成果並びに個人情報3のうち議員の所見及び対応内容について、本号に 該当すると主張している。

このうち個人情報 2 に係る情報については、上記(3) ウのとおり条例第22条第3号に該当することから本号の該当性を検討するまでもない。

個人情報3のうち議員の所見及び対応内容の部分を見分したところ、相談を受けた議員の相談者に対する所見及び実施機関の今後の対応が記録されていた。これらの情報は、他には知らせないことを前提に話され、また記録された情報であると考えられ、これを開示すると、実施機関の今後の相談対応業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当する。

#### (5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示及び非開示とした決定のうち、個人情報1の「○神奈川県警本部少年育成課少年相談・保護センター」の項目の1行目及び「○当該児童母に対する見立て」の項目の18行目を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、個人情報1のその余の部分を非開示とした決定は妥当である。個人情報2及び個人情報3を一部開示とした決定並びに個人情報4を非開示とした決定は妥当で

ある。

### (第三部会)

委員 藤原靜雄、委員 金井惠里可、委員 久保博道

# 《参考》

## 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成31年3月15日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成31年4月15日 (第246回第三部会) 平成31年4月16日 (第326回第一部会) 平成31年4月26日 (第357回第二部会)	・諮問の報告
平成31年4月26日	・審査請求人から意見書を受理
令和2年9月17日 (第261回第三部会)	• 審議
令和2年10月15日 (第262回第三部会)	• 審議
令和2年11月19日 (第263回第三部会)	• 審議
令和2年12月17日 (第264回第三部会)	• 審議
令和3年2月18日 (第266回第三部会)	• 審議
令和3年3月18日 (第267回第三部会)	• 審議
令和3年4月15日 (第268回第三部会)	• 審議